

## 平成29年11月9日(木) から15日(水) 秋季全国火災予防運動を実施します！

### 予防課

消防庁では、空気の乾燥や、暖房器具の使用など、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として、「119番の日」である11月9日から15日まで（一部地域を除く。）の7日間にわたり、秋季全国火災予防運動を実施します。

この運動は毎年春・秋の2回実施しており、今年度は「火の用心 ことばを形に 習慣に」を全国統一防火標語とし、防火防災に関する展示、体験型イベントなどのほか、学校、事業所等と消防本部・消防署が協働した防火講習会や消防訓練等が行われます。防火に関する正しい知識や技能の修得のため、積極的に参加しましょう。

平成28年中の住宅火災の件数は総出火件数の3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数1,452人のうち987人と約7割を占めています。住宅火災による死者の発生防止対策の要点「住宅防火いのちを守る7つのポイント～3つの習慣・4つの対策～」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。



平成29年  
秋季全国火災予防運動ポスター  
まつかぜ りつき  
松風 理咲さん



平成29年度  
全国統一防火標語ポスター  
きよはら りか  
清原 果耶さん

特に、住宅火災のうち最も多くの死者を出しているのは、「たばこ」が出火原因の火災です。秋季全国火災予防運動に合わせて「寝たばこ火災」の防止を呼び掛ける「たばこ火災防止キャンペーン」（(一社)日本たばこ協会主催）も実施されます。喫煙者の方は絶対に寝たばこはせず、ご家族に喫煙者がいる方は、寝たばこをしないよう声掛けを行い、たばこ火災を減らしましょう。

### ○住宅用火災警報器の点検・交換について○

住宅火災による死者を減らすため、住宅用火災警報器の設置が新築住宅については平成18年6月から義務化され、10年が経ちました。

住宅用火災警報器の多くが電池で動作しており、おおむね10年がその寿命とされています。点検ボタンを押すなどして動作確認を行い、必要ときに警報が鳴るようにしましょう。また、火災予防運動の時期などに、定期的に住宅用火災警報器の動作確認をし、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。

#### 定期的な動作確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的（※1）に動作確認をしましょう。

動作確認をして警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。（※2）警報器の本体又は電池を交換しましょう。



#### 古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合

本体の故障か電池切れです。（※2）警報器本体を交換しましょう。



※1 警報器の動作確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的実施してください。  
※2 故障か電池切れが分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。  
なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

#### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 柏原 土肥  
TEL: 03-5253-7523